

## **1-1 用語の説明**

### **①契約図書**

契約書、契約約款、現場説明書、質問回答書、特記仕様書、図面(標準図等)及び標準仕様書をいう。

### **②設計図書**

質問回答書、現場説明書、仕様書、図面をいう。

### **③仕様書**

特記仕様書は工事ごとに作成され、その工事につき標準仕様書に記載されている選択事項について品質、仕上げの程度、工法などを指定するほか、標準仕様書に記載されていない特殊な材料、工法、仕様などについて記載するものをいい、標準仕様書は各工事に共通して比較的頻度の高い工種あるいは重要な工種について記載し、工事毎に上記の標準仕様書等を特記仕様書等において指定している。

### **④契約担当者**

知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。(静岡県建設工事執行規則(以下「執行規則」という。)第2条第1項第1号)

### **⑤監督員**

請負工事について、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。(執行規則第2条第1項第2号)

### **⑥検査を行う職員**

地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。(執行規則第38条)

### **⑦現場代理人**

請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、執行規則第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。(執行規則第22条第3項及び第4項)

## ⑧主任技術者

建設業法第 26 条第 1 項の規定による主任技術者をいう。

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、建設業法第 7 条第 1 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する者(下表)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。

(下表)

建設業法第 7 条 第 1 項第 2 号	必要資格
イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による高等学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧中等学校令による実業高校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法による高等専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧大学令による大学を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧専門学校令による専門学校を(次表の学科を修めて)卒業した後、当該建設工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
ロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該建設工事に関し 10 年以上の実務経験を有する者</li> </ul>
ハ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者</li> </ul>

参考 上記中ハに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

## (次表)

## (建設業法施行規則第1条)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業 石工事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

### ⑨監理技術者

建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者をいう。

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて建設業法第 15 条第 1 項第 2 号による監理技術者を配置しなければならない。

建設業法第 15 条第 1 項第 2 号	必要資格
イ	技術検定(建設業法第 27 条第 1 項)その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ	発注者から直接に工事を請負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者
ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

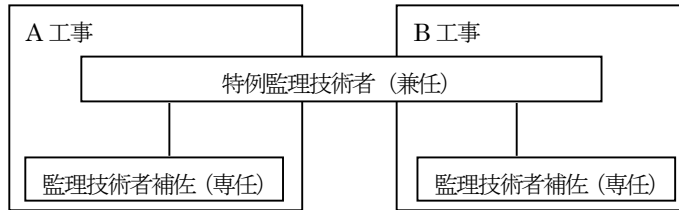
参考 上記中イに該当するものとして施工管理技士、建築士などがある。

許可を受けている業種	指定建設業(7 業種)			その他(左以外の 22 業種)		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請代金合計	4,500 万円(*1)以上	4,500 万円(*1)未満	4,500 万円(*1)以上は下請契約できない	4,500 万円以上	4,500 万円未満	4,500 万円以上は下請契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督的な実務経験者	一級・二級国家資格者 登録基幹技能者 指定学科+実務経験者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建築工事であって、請負金額が 4,000 万円(*2)以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要なし

\*1：建築一式の場合 7,000 万円 \*2：建築一式の場合 8,000 万円

### ⑩特例監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書）

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となるが、監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置く場合には2つの工事を同一の監理技術者が兼任できる（特例監理技術者）。



なお、監理技術者補佐は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており、具体的には以下のいずれかの者。

- ・建設工事の種類に応じた1級技師補であって、主任技術者要件を満たす者
- ・建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

### ⑪専門技術者

建設業法第26条の2第1項の規定による建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

### ⑫技能士

職業能力開発促進法第50条第1項の規定による技能検定に合格した者が称することのできる称号をいう。

### ⑬承諾、指示及び協議

「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。

「監督職員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

「監督職員と協議」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

（各標準仕様書 1.1.2 用語の定義）

## **1-2 静岡県建設工事監督要領**

### 静岡県建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の監督を執行するために必要な事項を定め、もって工事監督の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書における発注者の責任を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督員 発注機関の長が工事の監督を命じた職員をいう。
- (3) 発注機関の長 課長及び出先機関の長をいう。
- (4) 課長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (5) 出先機関の長 組織規則69条に規定する出先機関の長をいう。

(監督の体制)

第3条 監督の体制は、発注機関において定めるものとする。

(監督の業務)

第4条 監督員は、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。）及び別記「監督業務の内容」に基づき、監督業務を実施するものとする。

(かい長が監督を委託する場合の承認)

第5条 かい長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により県職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、当該部長の承諾を受けなければならない。

(監督に関する図書の整備)

第6条 監督員は、次の各号に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む。）を作成し、又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した図書
- (2) 工事の実施状況及び工事材料の検査の事実を記載した図書
- (3) その他監督に関する図書

(監督に関する留意事項)

第7条 監督員は、次に掲げる各号に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約図書に基づき法令を遵守し、公平かつ公正に監督を行うこと。
- (2) 監督員は、現場の状況を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事が完全に施工されるようにすること。
- (3) 監督員は、関係機関及び地元関係者等との協調を図り、工事が円滑に行われるように努めること。
- (4) 監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げることもないようするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らさないこと。

(監督の命令)

第8条 発注機関の長は、第3条の規定に基づく監督体制により担当する職員に監督の命令を行うものとする。

- 2 前項の監督の体制を変更する場合は、その都度担当する職員に監督の命令を行うものとする。

(監督員の通知)

第9条 発注機関の長は、工事の請負契約を締結したときは執行規則第21条第1項に基づき、受注者に監督員の通知を行うものとする。

- 2 前項の監督員を変更した場合は、速やかに監督員変更通知書(様式第1号)により、受注者に変更した監督員の通知を行うものとする。ただし、前項の通知を口頭により実施した工事における監督員の変更の通知については、口頭によることができる。

(成績評定)

第10条 監督員は、別に定める成績評定要領により、工事の成績を評定するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めのない事項及びこの要領により難しい場合については、契約担当者等と協議する。

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

## 別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
<p><b>1 契約の履行の確保</b></p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>①下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>②下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条」及び「適正化指針」5(3)</p> <p>平成27年1月6日付け「施工体制台帳の作成等についての改正について」</p> <p>施工体制台帳活用マニュアル</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務処理要領・同運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p></p>



## 別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
<b>2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等</b>				
(1) 事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			
(2) 工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	
(3) 工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。	執規 第25条	契 第14条	
(4) 改造の指示及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。  ② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
<b>3 工程に関する監督</b>				
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	

別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等
<p><b>4 契約担当者への報告</b></p> <p>(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告</p> <p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p> <p>(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告</p> <p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>(5) 部分使用の確認及び報告</p> <p>(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p> <p>(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告</p> <p>(8) 工事関係者に関する措置請求</p> <p>(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。</p> <p>① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p> <p>部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。</p> <p>中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。</p> <p>現場代理人が、その職務の執行につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。</p> <p>① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。</p>	<p>執規 第29条の2</p> <p>執規 第30条</p> <p>執規 第34条</p> <p>執規 第36条</p> <p>執規 第35条</p> <p>執規 第41条</p> <p>執規 第42条</p> <p>執規 第45条</p> <p>執規 第23条</p> <p>執規 第52条 執規 第53条</p>	<p>契 第20条</p> <p>契 第21条</p> <p>契 第27条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第28条</p> <p>契 第33条</p> <p>契 第34条</p> <p>契 第37条</p> <p>契 第12条</p> <p>契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条</p>	<p>昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」</p> <p>平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」</p> <p>昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」</p>

## 別記「監督業務の内容」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	その他 関係法令等	
5 その他	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条		
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第49条		
	(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。			
	(2) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			
	(3) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。			
	(4) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。			
	(5) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	
	(6) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。			
	(7) 「施工プロセス」チェックリストの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記録し整備する。		静岡県建設工事成績評定要領運用通知	
	(8) 検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1) 完成届出書を受理したとき (2) 出来形確認請求書を受理したとき (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4) 中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工事検査要領	
(9) 工事成績の評定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工事成績評定要領及び同運用通知		
(10) 工事完成検査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等が立会う。		静岡県建設工事検査要領		

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

本庁関係課長 様  
各土木事務所長 様

工事検査課長

静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式1の改正について（通知）

このことについて、建築工事等において、提出書類への押印廃止等に対応するため、静岡県建設工事監督要領別記「監督業務の内容」における様式1を下記のとおり改正したので、通知します。

## 記

### 1 改正内容

押印を廃止し、承諾については署名を、指示、協議、提出、報告については記名したものを有効とする。

なお、土木工事及び農林土木工事については、令和3年3月15日付け建工第75号土木工事共通仕様書等の改正について（通知）及び令和3年3月15日付け建工第76号農林土木工事共通仕様書等の一部改正について（通知）により、改正済であることを申し添える。

### 2 適用

令和3年4月1日以降に契約する工事及び既契約工事

※1 この通知を受けた際に現に改正前の様式により使用されている指示書等は、改正後の様式により使用された指示書等とみなす。

※2 この通知を受けた際に現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

### 3 その他

改正した様式1については、工事検査課DB及びホームページに掲載する。

担当：工事検査班  
電話：054-221-2624

### 1-3 静岡県建設工事監督要領の運用について(通知)

建 工 第 118 号  
平成 28 年 3 月 30 日

各本庁関係課長  
各関係出先機関の長

交通基盤部長

静岡県建設工事監督要領の運用について（通知）

静岡県建設工事監督要領については、平成 28 年 3 月 30 日付け建工第 117 号により通知したところですが、その運用について別紙のとおり定めたので通知します。

担 当 工事検査課工事検査班  
電話番号 054-221-2624  
F A X 054-221-3199

(別紙)

## 静岡県建設工事監督要領の運用

### 1 適用範囲

この運用は、経営管理部、くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部が発注する土木工事、農林土木工事及び建築・設備工事に適用する。

### 2 監督の体制、業務（第3、4条関係）

静岡県建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）第3条に規定する監督の体制は、土木工事及び農林土木工事にあつては別表1、建築・設備工事にあつては別表2によるところとする。

監督要領第4条に規定する監督の業務は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員に分任するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。また、同条に規定する別記「監督業務の内容」については、土木工事においては「監督業務の内容 土木工事編」と、農林土木工事においては「監督業務の内容 農林土木工事編」と、建築・設備工事においては「監督業務の内容 建築・設備工事編」とそれぞれ読み替えて適用する。

#### （1）総括監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なもの
- イ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なもの
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告
- エ 主任監督業務及び担当監督業務を担当する監督員の指揮監督及び監督業務の掌理
- オ 現場技術員（※注1）の指揮監督及び業務の掌理

#### （2）主任監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）。
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認することを含む。以下同じ。）で重要なもの

- エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）
- オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督員への報告
- カ 担当監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに主任監督業務及び担当監督業務の掌理
- キ 現場技術員の指揮監督及び業務の掌理

### (3) 担当監督員の業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なもの
- イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施（重要なものを除く。）
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督員への報告
- オ 担当監督業務の掌理
- カ 現場技術員の業務の掌理及び調整

## 3 監督員の通知（第9条関係）

静岡県建設工事執行規則第21条第1項に規定する監督員通知書及び監督要領第9条第2項に規定する監督員変更通知書については、監督員の職氏名に加え、業務の区分を併記するものとする。

### (※注1)

現場技術員とは、土木工事共通仕様書第3編1-1-4及び農林土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-9に規定する現場技術員をいう。

## 別表 1（監督の体制）

土木工事、農林土木工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所 農林事務所 特設事務所	技監 技監兼支所長・課長 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。

## 別表 2（監督の体制）

建築・設備工事における監督体制は、原則として次のように定める。

工事発注機関	監督員		
	総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所	技監 技術課長 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師
本庁各課	課長 技監 班長級相当職	班長級相当職 副班長級相当職	副班長級相当職 主任 技師

注 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。

注 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

注 3 副班長級相当職とは、班長代理、副班長若しくは主査をいう。



別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
<p><b>1 契約の履行の確保</b></p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>①下記の施工体系の確認及び指導を実施する。 ・配置技術者の専任制の確認 ・施工体制台帳、施工体系図に基づく施工体制の確認</p> <p>②下記の現場標識の確認を実施する。 ・工事カルテの登録の確認(500万円以上の工事) ・工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示の確認 ・労災保険関係成立票の掲示の確認 ・建退協制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p>	<p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p>標仕1.1.4</p> <p>標仕1.2.2</p> <p>標仕1.1.2、6、8 標仕1.2.1~3 標仕1.3.3、5~ 6、8 標仕1.4.2~5 標仕1.5.1、4~ 5、7~8 標仕1.6.1 標仕1.7.2~3</p>

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
<b>2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等</b>				
(1)事前調査等	工事の着手に先立ち、工程・使用材料・施工方法・配置技術者の妥当性、作業時間・方法の確認、近隣への安全対策、官公庁等への届出状況の把握等の確認を行う。			標仕1.1.3 標仕1.2.2 標仕1.2.3
(2)工事材料の検査等	契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。	執規 第24～25条	契 第13～14条	標仕1.3.6 標仕1.4.2 標仕1.4.4 標仕1.4.5
(3)工事施工の立会い	契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事において立会いを行う。  設計図書に定められた場合、一工程の施工完了の報告を受けた場合、その他指示した工程に達した場合は施工の検査を行う。	執規 第25条	契 第14条	標仕1.4.4 標仕1.4.5 標仕1.5.7  標仕1.5.5
(4)改造の指示及び破壊検査	① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。  ② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。	執規 第21条 執規 第27条	契 第9条 契 第17条	
(5)支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。	執規 第26条	契 第15条	
<b>3 工程に関する監督</b>				
(1)関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。	執規 第9条	契 第2条	標仕1.1.7
(2)工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	執規 第22条の2	契 第11条	標仕1.2.1
(3)工期の変更に係る資料整理	契約書の規定に基づく工期変更の協議に当たり、受注者から提出された変更工程表、変更日数根拠等の資料を整理し、内容の妥当性を確認する。	執規第30条	契 第21条 契 第23条	標仕1.1.10

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
<b>4 契約担当者への報告</b>				
(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第29条の2	契 第20条	標仕1.1.9
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。	執規 第30条	契 第21条	標仕1.1.10
(2) 一般的損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第34条	契 第27条	
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	標仕1.3.10
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	執規 第36条	契 第29条	昭和60年1月6日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	執規 第35条	契 第28条	標仕1.3.10
(5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。	執規 第41条	契 第33条	
(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工期、出来高等を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第42条	契 第34条	
(7) 部分払（出来形確認請求）時の出来形の審査及び報告	出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第45条	契 第37条	標仕1.6.1
			平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」	
			昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」	
(8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	執規 第23条	契 第12条	
(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。	執規 第52条 執規 第53条	契 第43条 契 第43条の2 契 第44条 契 第47条	
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条	
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者へ報告する。	執規 第55条	契 第49条	

別記「監督業務の内容 建築・設備工事編」

項目	業務内容	静岡県 工事執行規則 関連条項	静岡県 工事請負 契約約款 関連条項等	建築工事 標準仕様書 関連条項等
<b>5 その他</b>				
(1)現場発生品の 処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その 処理方法を指示する。			標仕1.3.8
(2)建設副産物の 適正処理状況等 の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マ ニユフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつて は、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促 進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。			標仕1.3.8
(3)地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置 を行う。			
(4)関係機関との 協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を 行う。			
(5)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注 者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条	標仕1.3.10
(6)事故等に対す る措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主 務課長等に報告する。			営繕工事事故 等対応マニ ュアル(経済 産業部営繕企 画課) 工事事故対応 マニュアル(く らし・環境部建 築住宅局)
(7)「施工プロセ ス」チェックリス トの整備	監督員は、「施工プロセス」チェックリストに、監督の実施状況を記 録し整備する。		静岡県建設工 事成績評定要 領運用通知	建築・設備工 事成績評定要 領
(8)検査申請	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請 手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工 事検査要領	
(9)工事成績の評 定	監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要 領に基づき工事成績の評定を行う。		静岡県建設工 事成績評定要 領及び同運用 通知	
(10)工事完成検 査等の立会い	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等 (総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。		静岡県建設工 事検査要領	
参考資料	別添「執行規則に基づく監督業務の内容」			

公共建築工事標準仕様書以外の仕様書を適用する工事については、適用される仕様書の規定を遵守する。

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。  
(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。  
(注)「標仕」は公共建築工事標準仕様書をいう。

## 1-4 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について

### (通知)【参考資料】

建 経 工 第 3 9 号  
令和 3 年 9 月 2 日

交通基盤部及び経済産業部  
関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局工事検査課長

#### 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について (通知)

このことについては、平成 14 年 6 月 28 日付け建指第 144 号により通知しておりますが、運用上の留意点を定めた別紙について、下記のとおり改定したので通知します。

#### 記

##### 1 改定の内容

別紙表中の「(3) 重点的な監督業務の実施」の運用上の留意点に下表の下線部を追加する。

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) ~ (2) 省略	(省略)
(3) 重点的な監督業務の実施 (省略)	● 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。 <u>なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち 1 名は現地に臨場するものとする。</u>
(4) ~ (5) 省略	(省略)

##### 2 改定の理由

遠隔臨場の試行要領の改定（令和 3 年 8 月 31 日付け建経技第 225 号建経工第 38 号）により、遠隔臨場の対象工事が低入札価格調査対象工事を含めたすべての工事とされたことから、低入札価格調査対象工事において遠隔臨場を実施する際の監督業務の取扱いについて定める必要が生じたため。

担 当 工事検査課工事検査班  
電話番号 054-221-2697

## 10. 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の監督体制の強化

地方自治法施行令第167条の10第1項の運用基準 の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング 当該工事を所掌する出先機関の長又は課長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請契約の金額に拘わらず、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求める。</li> <li>提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。</li> </ul>
(2) 施工計画書の内容のヒアリング 事務所長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書の提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。</li> </ul>
(3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会することを原則とし、重点的に行う。                      なお、遠隔臨場で行う場合は、原則として監督員のうち1名は現地に臨場するものとする。</li> </ul>
(4) 労働安全担当機関との連携 事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準監督署等との合同パトロール、事務所単独のパトロールにおいては、必ず施工現場の調査を行うものとする。</li> </ul>
(5) 厳格な検査の実施 検査は、原則として検査監が行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負金額に拘わらず本庁検査とする。                      また、中間検査も原則として本庁検査とする。</li> </ul>

**静岡県設計変更ガイドライン**  
**（建築・建築設備工事編）**

平成28年4月

静岡県

## はじめに

静岡県では、公共工事の発注において、災害防止、環境保全、地域性、機能性及び経済性等を考慮して必要な調査や検討を行った上で設計し、工事の施工条件を設計図書に明示して発注するように努めています。

しかし、工事の施工にあたり、発注時には確認困難であった要因や発注後に発生した外的要因等により、施工条件が変更し設計内容を変更しなくてはならなくなる場合があります。

品確法の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されています。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結することが不可欠です。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

今回策定した「静岡県設計変更ガイドライン」は、静岡県建設工事請負契約約款等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものです。

本ガイドラインについては今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していきます。



## 目 次

### I 設計変更ガイドライン

1	適用	1
2	用語の定義	1
3	設計変更ができる場合等	2
4	設計変更ができない場合等	6
5	設計変更を適正に行うための留意点	8
6	設計変更の手続き	9
7	関連事項	11
8	Q & A	13

### II 工事一時中止ガイドライン

1	工事一時中止ガイドラインの運用	19
2	工事の一時中止に係る基本フロー	20
3	発注者の中止指示義務	21
4	工事の中止	22
5	中止の指示・通知	23
6	基本計画書の作成	23
7	請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	24
8	増加費用の考え方	25
9	増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	27
	参考様式	28

### III 参考資料

	参考資料	33
--	------	----

附則

本ガイドラインは、平成24年4月1日より適用する。

本ガイドラインは、平成28年4月1日より適用する。

## I 設計変更ガイドライン

### 1 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

### 2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

#### (1) 設計図書

設計図書とは、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条に示す「仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」です。

全ての設計図書は相互に補完します。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番のとおりです。

- ① 質問回答書(②～⑤に対するもの)
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 仕様書

また、契約書、約款及び設計図書が「契約図書」となります。

#### (2) 工事費内訳書

工事費内訳書とは、「建築工事積算基準等に基づき、予定価格の算出の基礎となるもの」であり、設計図書には含まれません。

ただし、設計変更が生じた場合は、請負代金額の変更にあたって、受注者と協議する根拠資料となります。

#### (3) 数量書

数量書とは「予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集したもの」で、入札時等に見積りを行うための参考資料として公開、提供するものであり、設計図書には含まれません。よって、入札参加者等からの数量書に対する質問回答も設計図書には含まれません。

#### (4) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含めます。

(5) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいいます。

(6) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいいます。

(7) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいいます。

(8) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいいます。

(9) 協議

協議とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいいます。

3 設計変更ができる場合等

設計変更を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

これらに該当する場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができます。

【約款第18条第1項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しない場合

【約款第18条第1項第1号】

仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(具体例)

- 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います

(約款第18条第4項第1号)

- ☆ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください。

## (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【約款第18条第1項第2号】  
設計図書に誤謬又は脱漏があること

(具体例)

- 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- 図面に記載された寸法が間違っている場合
- 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います  
(約款第18条第4項第1号)

## (3) 設計図書の表示が明確でない場合

【約款第18条第1項第3号】  
設計図書の表示が明確でないこと

(具体例)

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 図面の記載内容が読み取れない場合

- ☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行います  
(約款第18条第4項第1号)

## (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第18条第1項第4号】  
工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(具体例)

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

**【約款第18条第1項第5号】**

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(具体例)

- 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりです。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行います
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行います

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(6) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更した場合

**【約款第19条】**

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

(具体例)

- 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合

☆ この場合の設計図書の変更は、発注者が行います。

(約款第19条)

#### (7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

(P19 工事一時中止ガイドライン参照)

##### 【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

(具体例)

- 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

☆ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければなりません。

(約款第20条3項)

☆ 受注者は、約款第20条に関わらず約款第21条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長を請求することができます。

**【設計変更の協議にあたって】**

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要があります。

よって、受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付してください。また、発注者が調査の実施をするにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応してください。

**4 設計変更ができない場合等**

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要です。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではありません。

**(1) 受注者が独自に判断して施工した場合**

(解説)

- ▶ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要です。
- ▶ 本県の設計図書には優先順位が定められていますが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認してください

**(2) 発注者からの回答の前に施工した場合**

(解説)

- ▶ 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象となりません。
- ▶ 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっています。
- ▶ ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがあります。
- ▶ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要です。



### (3) 受注者の都合による施工方法等の変更

(解説)

- ▶ 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象になりません。(設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合)
- ▶ 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要があります。
- ▶ 安易に承諾での施工は行わないことが重要です。

### (4) 所定の手続きを経ていない場合

(解説)

- ▶ 約款第18条から第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象となりません。

### (5) 正式な書面によらない場合

(口頭のみでの指示や了解により施工した場合)

(解説)

- ▶ 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象となりません
- ▶ 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが必要です。
- ▶ そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要があります。

### (6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合

(解説)

- ▶ 総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつです。よって、原則として設計変更の対象となりません。
- ▶ ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合があります。

## 5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うためにも、次の点に留意することが必要です。

### 【発注者】

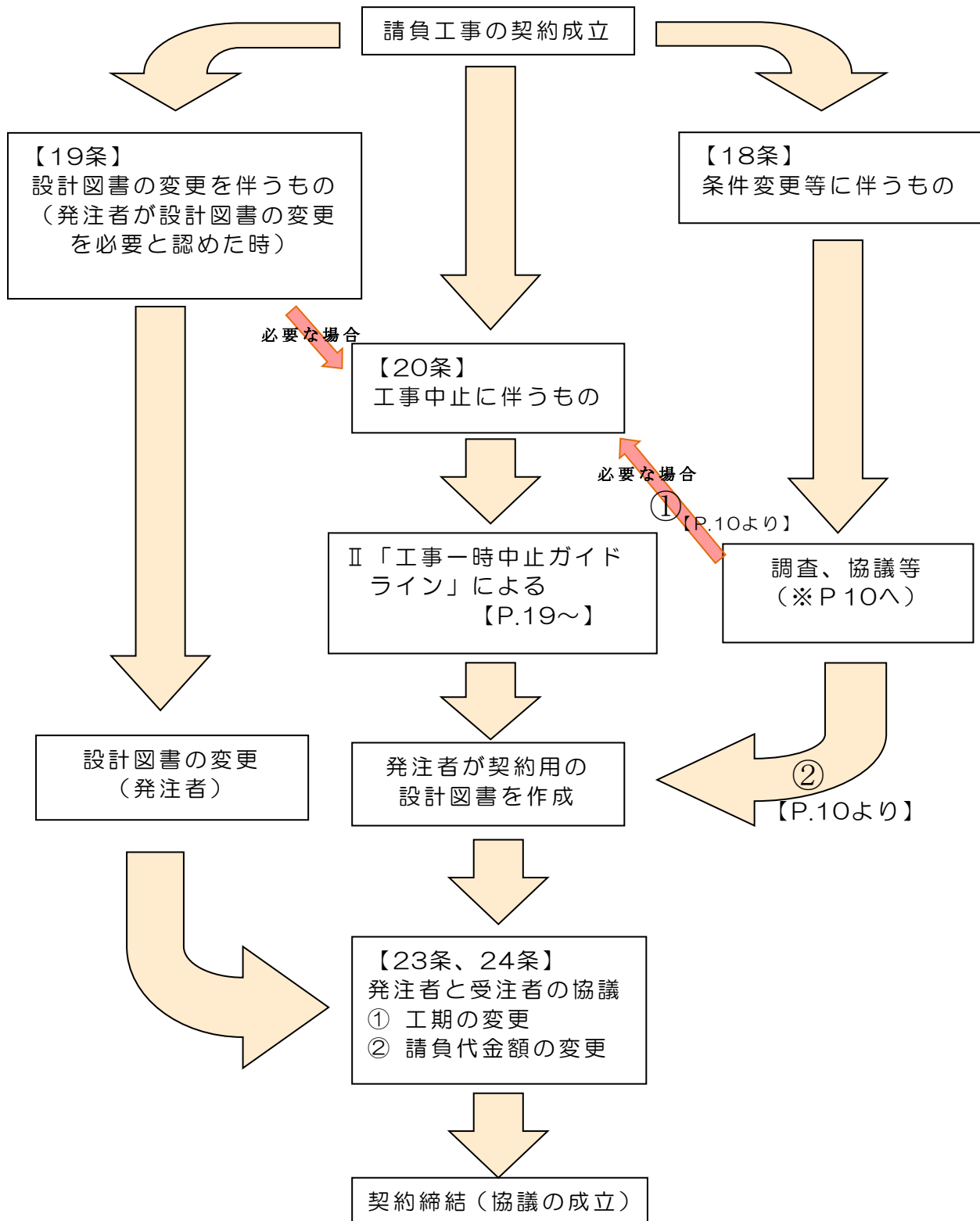
- ▶ 工事の設計時に、現地調査を行う。
- ▶ 工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- ▶ 発注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会い無く行うことができる）
- ▶ 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ▶ 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ▶ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- ▶ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする）
- ▶ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- ▶ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、適切な時期に行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のときまでに行うことをもって足りるものとする。
- ▶ 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

### 【受注者】

- ▶ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- ▶ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要。
- ▶ 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

## 6 設計変更手続き

### (1) 設計変更の手続きフロー（全体）

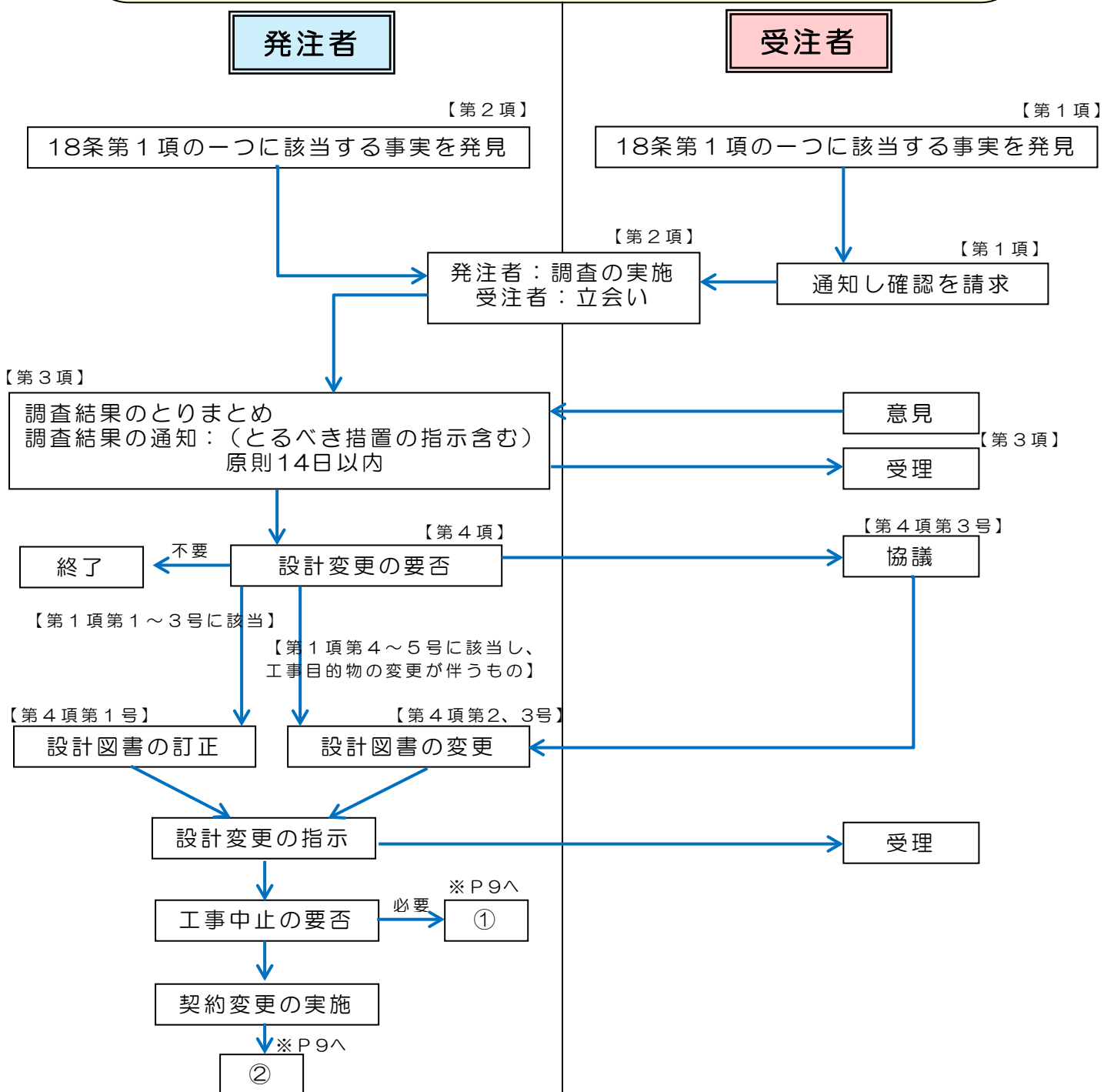


(2) 設計変更の手続きフロー（約款18条関係）

約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによります。

【約款第18条第1項に定める事項】

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



## 7 関連事項

### (1) 指定と任意について

#### 【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

#### ① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものです。

原則として設計変更の対象としません。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とします。

#### ② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格等及び施工条件を明示します。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とします。

#### 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書における明示	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付けます)	施工方法等について具体的には指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがあります)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要です	受注者の任意です(施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要です)
施工方法等を変更する場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
当初明示した条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします

## (2) 入札時又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の早い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がります。

### ① 入札時には

入札参加者は、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。  
(建設工事等競争契約入札心得 第5条)

### ② 契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。  
(標準仕様書 1章 一般共通事項 1.1.8疑義に対する協議等)

## (3) 設計図書の訂正又は変更について

契約約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしています。

### 【約款第18条第4項】

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う

#### (4) 工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではありませんが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものです。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下、「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができます。

主任技術者等が約款第18条第2項の調査を行った場合は、監督員が主任技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることとなります。

また、主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになっています。

## 8 Q & A

### (1) ガイドライン全般について

問1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。

答1 設計変更に伴う契約変更手続きは、原則として、その必要が生じた都度実施することとなります。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行うことが可能です。

問2 施工条件を明示する目的を教えてください。

答2 工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としています。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するものとされています。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要があります。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となります。

問 3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがありますか。

答 3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものです。明示項目及び明示事項はP37を参照してください。

問 4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はありますか。

答 4 施工条件は、施工計画をたてるにあたり、工期や工事費に大きく影響します。そのため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要があります。

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要があります。

問 5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はありますか。

答 5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められます。

①特定の条件が付された当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）作業可能日・時間、施工手順等を示す。

②工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。



## (2) 「指定」と「任意」の考え方（仮設）

問6 任意仮設の設計変更の考え方について教えてください。

答6 設計変更は、約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいいます。任意仮設は、約款第1条第3項により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となり、これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。

問7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

答7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第18条第4項第3号に基づき、受発注者間で行われます。

問8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

答8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事も可能です。

問9 雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留めとして矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

答9 工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

問10 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となりますか。

答10 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合などの当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事が考えられます。

その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなります。

### (3) 個別事例

問11 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答11 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第18条第1項第2号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性及び経済性等の検討を行う必要があります。

問12 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

答12 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる事も考えられます。

問13 工事範囲の一部が一時中止期間中となった場合の建設機械のリース代等の費用についてはどうなりますか。

答13 受注者の責によらない「地中障害物」により工事の一部を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第20条3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。

問14 施工条件特記仕様書に交通誘導員Bとの記載があったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導員の配置について確認したところ、交通誘導員Aの配置を求められました。その場合、設計変更の対象となりますか。

答14 交通誘導員Aは警備員等の検定等に関する規則第2条（平成17年国家公安委員会規則第20号）により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。

交通誘導員は指定仮設として施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は約款第18条第1項第4号に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。

#### （4）その他

問15 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できますか。

答15 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式です。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければなりません。このような前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできません。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとしします。

問16 関連工事の調整等で工期内に工事を完成することができない場合、工期延長の請求はできますか。

答16 約款21条のとおり受注者の責めに帰すことができない場合は請求できます。受注者から工期延長請求書を提出して下さい。

## II 工事一時中止ガイドライン

### 1 工事一時中止ガイドラインの運用

#### (1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合があります。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要です。

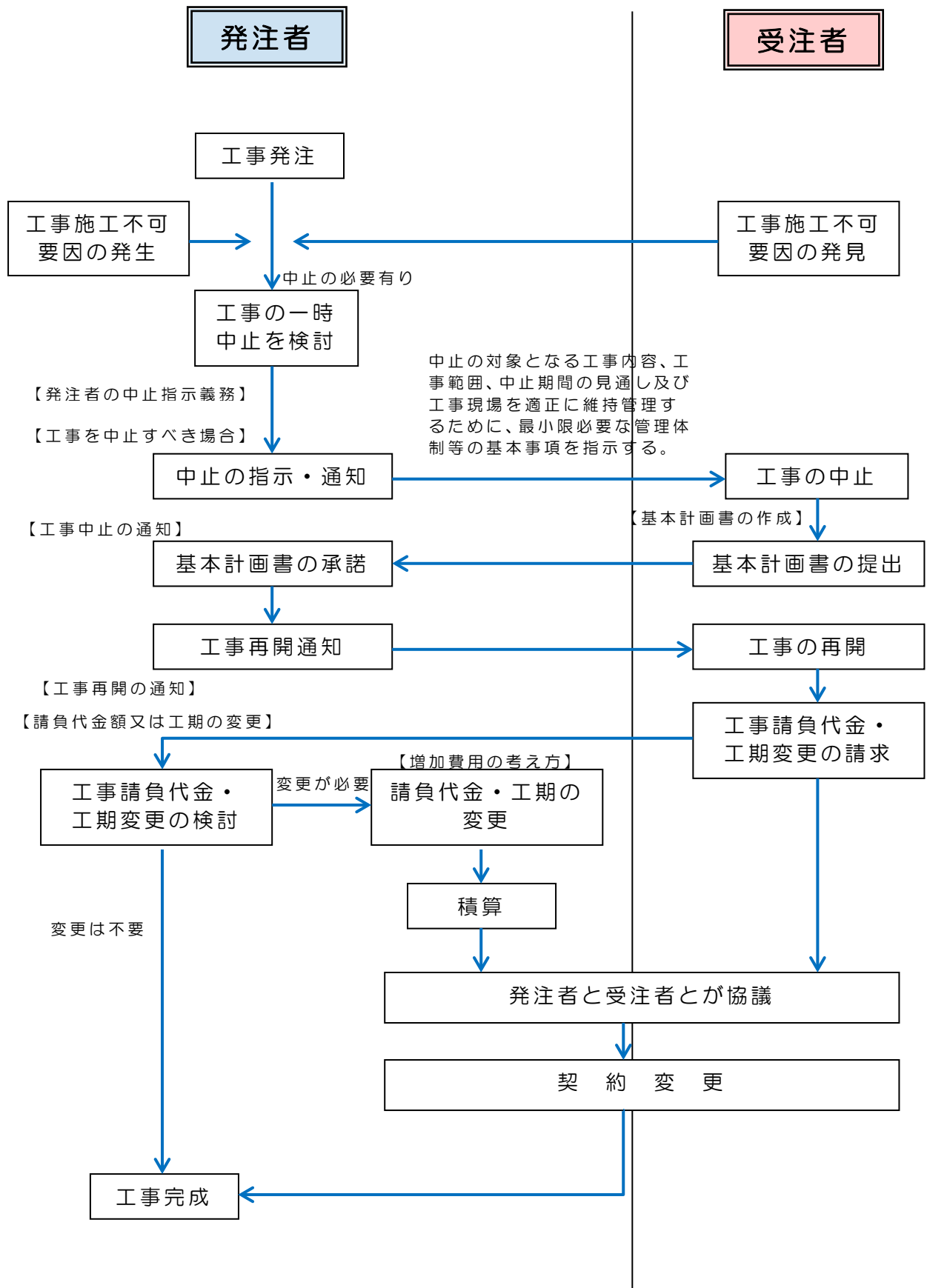
#### (2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、静岡県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

#### (3) 適用

本ガイドラインは、静岡県が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用します。

## 2 工事の一時中止に係る基本フロー

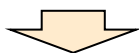


### 3 発注者の中止指示義務

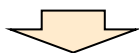
#### 【約款第20条第1項】

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事施工をする意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。このような場合、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなります。



また、約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、約款第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連する為、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要があります。



これらにより、発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおりです。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間です。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期\*となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【監理技術者制度運用マニュアルより：国土交通省総合政策局】

\*大幅な工期延期とは、約款第45条第1項(2)を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える」場合を目安とします。

## 4 工事の中止

工事の中止を行う場合は、次に定めるとおりとなります。

### 【約款第20条第1項】

工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

(具体例)

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（約款18条）施工を続けることが不可能な場合等
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の受注者の倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

### 【約款第20条第1項】

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではありません。

(具体例)

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合



- ☆ 上記2つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができます。【約款第20条第2項】

## 5 中止の指示・通知

### 【約款第20条第2項】

発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

#### (1) 発注者の中止権

- ・発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができます。
  - ※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者の判断となります。
- ・発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

#### (2) 工事の中止期間

- ・受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われます。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決に、どのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。
- ・発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければなりません。
- ・これらの事から、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

- ☆ 発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示することとします。

## 6 基本計画書の作成

### (1) 基本計画書の作成指示

- ・工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示します。
  - ※受注者は工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって行います。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいいます。）

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

※実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととします。

## (2) 基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関する事
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関する事
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

☆ 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」に明記します

## 7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

### 【約款第20条第3項】

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

☆ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味します。

☆ 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

### (1) 請負代金額の変更

- ・一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

### (2) 増加費用の負担

- ・「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や「発注者に過失がある場合」や「事情変更」により生じた損害については発注者が負担します。

※増加費用と損害は区別しないものとします。

### (3) 工期の変更

- ・工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当です。
- ・地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合があります。

- ・後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

## 8 増加費用の考え方

### (1) 本工事施工中に中止した場合

#### ア 増加費用の範囲

- ・増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用します。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とします。

#### (ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

#### (イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

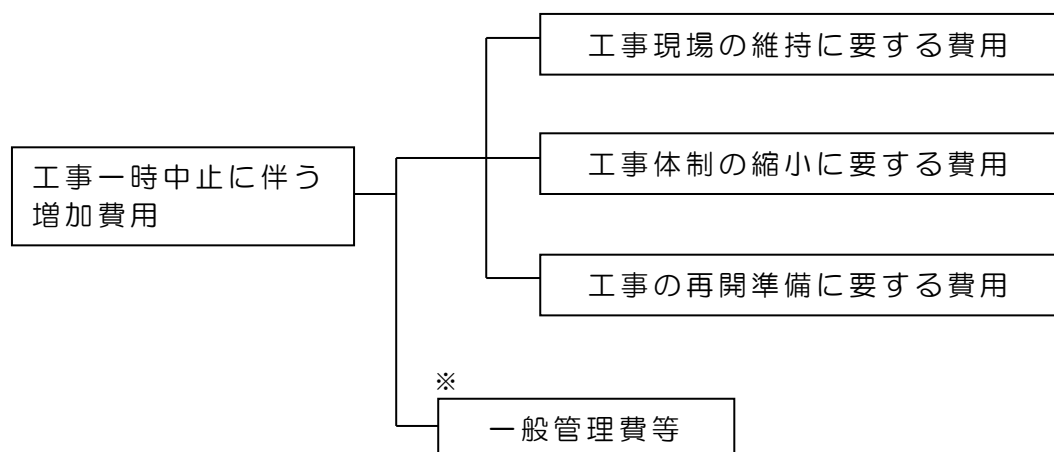
#### (ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

#### イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行います。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算します。

### 増加費用の構成

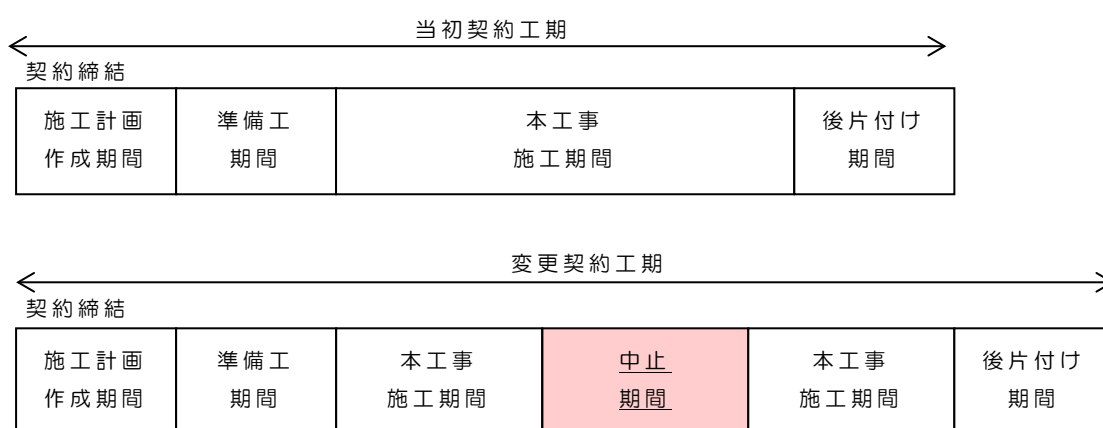


※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

## ウ 増加費用の積算

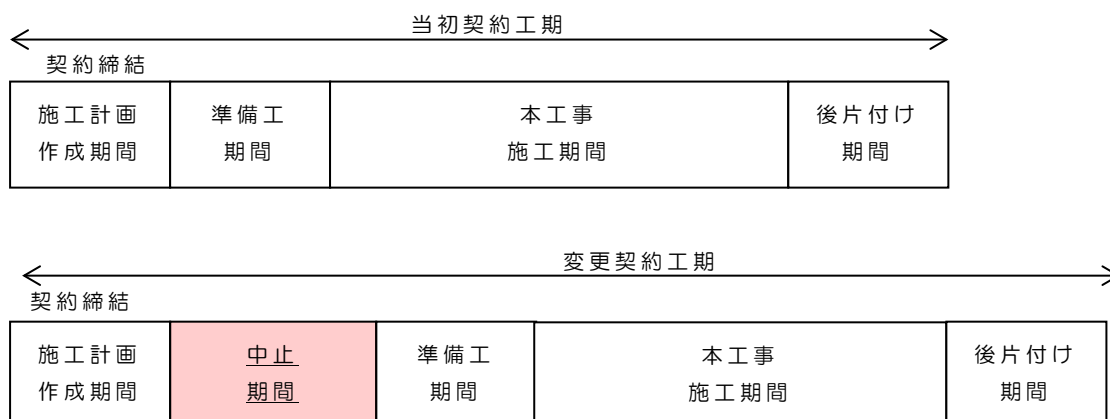
- ・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象<sup>注)</sup>に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定します。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積り）とします。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行ってください。



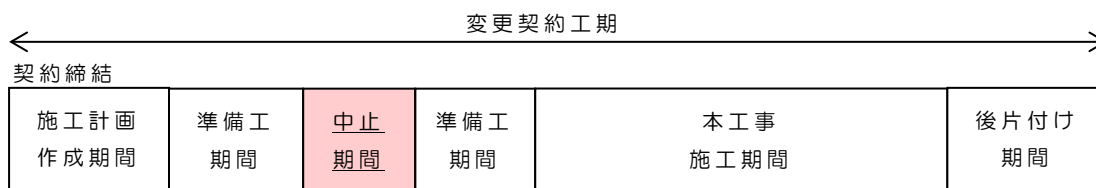
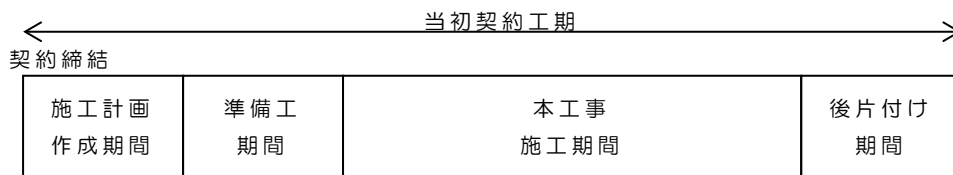
## (2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ・契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。
- ・一時中止に伴う増加費用は計上しません。



### (3) 準備期間に中止した場合

- ・準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。
- ・発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。



#### 【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用します。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定されます。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定します。（積算は受注者から見積りを求めて行います。）

## 9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

### (1) 増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とします。

### (2) 増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担します。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

# (参考様式)

様式 1

平成 年 月 日

( 受 注 者 ) 様

( 発 注 者 )

請負工事の一時中止について

工事名：

工期：平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止するよう、静岡県建設工事請負契約約款第20条第 項の規定により通知します。

記

- 1 一時中止を必要とする理由
- 2 一時中止の内容
  - (1) 中止する工事の工種等
  - (2) 中止する工事区域
  - (3) 一時中止の期間
  - (4) 管理体制等の基本的事項  
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙 1 により行うこと
  - (5) 基本計画書の提出  
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式 2 により提出し承諾を得ること

## (参考様式)

別紙 1

一時中止期間中における工事現場の  
維持、管理等の基本的事項

(維持、管理等について、詳細に記述する。)

## (参考様式)

様式 2

平成 年 月 日

( 発 注 者 ) 様

( 受 注 者 )

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する  
基本計画書について

工事名：

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、  
別紙のとおり基本計画書を提出します。



## (参考様式)

別紙

### 基本計画書

- 1 中止時点における内容
  - (1) 中止する工種の出来高
  - (2) 職員の体制
  - (3) 労務者数
  - (4) 搬入材料
  - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事

様式 3

## (参考様式)

平成 年 月 日

( 受 注 者 ) 様

( 発 注 者 )

一時中止中の請負工事の再開について

工事名：

中止期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付け通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開するよう通知します。

### III 参考資料

#### 参考資料

【静岡県建設工事請負契約約款（抜粋）】（平成27年3月最終改正）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書（「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く。以下同じ。）及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（2項 省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（4項 省略）

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（以下、略）

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（3項 省略）

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更す

ることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

【施工条件明示について】

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとします。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</li> <li>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> <li>7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</li> </ol> </li> </ol>

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</li> </ol>
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</li> <li>2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</li> <li>4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> </ol>



## 1-6 建築工事検査・立会い一覧

※本表は、標準仕様書において「監督員の検査」及び「監督員の立会い」が必要であると規定されている事項を抽出した参考資料です。各事項の詳細内容については、標準仕様書を確認してください。

区分	標仕No.	内容	検査	立会い
<b>公共建築工事標準仕様書(令和4年版)</b>				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理	○	
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料	○	
"	1.4.5	試験		○
"	1.5.5	施工の検査	○	
"	1.5.7	施工の立会い		○
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り	○	
"	2.2.2	ベンチマーク	○	
"	2.2.3	遣方	○	
3章 土工事	3.2.1	根切り	○	
4章 地業工事	4.2.1	支持地盤の試験		○
"	4.5.5	掘削深さ及び支持層	○	
5章 鉄筋工事	5.1.3	主要な配筋	○	
6章 コンクリート工事	6.9.6	構造体コンクリートの仕上りの補修	○	
"	6.9.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修	○	
7章 鉄骨工事	7.4.8	ボルト締付け後の確認結果記録	○	
"	7.10.5	鉄骨建方完了	○	
9章 防水工事	9.1.3	防水層の施工	○	
<b>公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)</b>				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理	○	
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料	○	
"	1.4.5	試験		○
"	1.7.5	施工の検査	○	
"	1.7.7	施工の立会い		○
3章 防水改修工事	3.1.3	防水層の施工	○	
4章 外壁改修工事	4.4.8	タイル引張接着試験不合格の場合の措置	○	
6章 内装改修工事	6.16.2	タイル引張接着試験不合格の場合の措置	○	
8章 耐震改修工事	8.3.1	主要な配筋	○	
"	8.8.6	構造体コンクリートの仕上りの補修	○	
"	8.8.6	構造体コンクリートのかぶり厚さ不足の補修	○	
"	8.14.8	ボルト締付け後の確認結果記録	○	
"	8.19.3	鉄骨組立完了	○	
"	8.23.6	鋼板等組立	○	
"	8.28.3	根切り	○	
"	8.28.4	支持地盤の試験		○

区分	標仕No.	内容	検査	立会い
<b>公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版)</b>				
1章 各章共通事項	1.3.6	品質管理	○	
"	1.4.4	工事現場に搬入した材料	○	
"	1.4.5	材料の検査に伴う試験		○
"	1.5.5	施工の検査	○	
"	1.5.6	施工の検査に伴う試験		○
"	1.5.7	施工の立会い		○
2章 仮設工事	2.2.1	縄張り	○	
"	2.2.2	ベンチマーク	○	
"	2.2.3	遣方	○	
5章 軸組構法(壁構造系)工事	5.5.1	加工材の寸法及び含水率	○	
"	5.5.6	建方精度	○	
6章 軸組構法(軸構造系)工事	6.5.1	加工材の寸法及び含水率	○	
"	6.5.7	建方精度	○	
7章 枠組壁工法工事	7.5.1	加工材の含水率及び寸法	○	
8章 丸太組構法工事	8.5.1	加工材の寸法及び含水率	○	
9章 CLTパネル工法工事	9.5.1	加工材の寸法及び含水率	○	
"	9.5.7	建方精度	○	
<b>建築物解体工事標準仕様書(令和4年版)</b>				
1章 各章共通事項	1.6.4	施工の検査	○	
"	1.6.5	施工の立会い		○

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 1 電気設備工事

電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考												
<b>電力設備工事</b>			<b>標仕 P.139、指針 P.434</b>														
・ 1	接地極	施工終了後	接地抵抗測定		電位差計方式 (JIS C 1304:2002) または電位降下法												
・ 2	配線 (低圧) 600 V 以下	施工終了後	絶縁抵抗試験		開閉器等で区切ることのできる回路ごと												
			5 MΩ 以上 (機器接続状態 1 MΩ 以上)														
			<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">使用電圧</th> <th colspan="2">測定電圧</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>制御機器接続</th> </tr> <tr> <td>100 V</td> <td rowspan="3">500 V</td> <td>125 V</td> </tr> <tr> <td>200 V</td> <td>250 V</td> </tr> <tr> <td>400 V</td> <td>500 V</td> </tr> </table>	使用電圧	測定電圧		一般	制御機器接続	100 V	500 V	125 V	200 V	250 V	400 V	500 V		
使用電圧	測定電圧																
	一般	制御機器接続															
100 V	500 V	125 V															
200 V		250 V															
400 V		500 V															
・ 3	配線 (高圧) 600 ~ 7000 V 以下	施工終了後	絶縁耐力試験	10分	最大使用電圧の1.5倍 (交流用ケーブルは交流試験電圧の2倍の直流電圧でも可)												
・ 4	分電盤、OA盤、実験盤及び開閉器箱	施工終了後	各種試験		据付の状態、外部配線の接続、処理の状態 外観試験、構造試験、シケツ試験 電源配線の線間電圧、対地電圧、相回転												
・ 5	照明器具	施工終了後	各種試験 照度試験		点灯試験 (不点、ちらつき、スイッチ動作等) 一般照明: 参考値として設計照度及びJIS基準 非常用照明: 床面の水平面照度 2 lx 以上 (LED、蛍光灯)												
・ 6	照明制御装置	施工終了後	各種試験		総合動作試験												
・ 7	コンセント	施工終了後	各種試験		極性試験												
・ 8	制御盤	施工終了後	各種試験		据付の状態、外部配線の接続、処理の状態 外観試験、構造試験、シケツ試験、動作特性試験 電源配線の線間電圧、対地電圧、相回転												
・ 9	動力設備	施工終了後	各種試験		電動機の回転方向又は相回転 機器の発停 (手動、遠方等)、連動、インターロック 限時継電器及び保護継電器の整定、電流計赤指針の設定 警報回路の動作												
・ 10	電熱設備	敷設課程中及び埋設完了後	各種試験		発熱線の導通試験、絶縁抵抗試験												
<b>受変電設備工事 (キュービクル式配電盤)</b>			<b>標仕 P.204、指針 P.553</b>														
・ 11	受変電設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造であることを確認		製造者の社内規格による試験方法											
			絶縁抵抗試験 (性能試験)	測定箇所		絶縁抵抗値											
				特別高圧と大地間	100 MΩ以上												
				1次 (高圧側) と 2次 (低圧側) 間	30 MΩ以上												
				1次 (高圧側) と 大地間 2次 (高圧側) と 大地間 制御回路一括と大地間	5 MΩ以上												
			耐電圧試験 (性能試験)	電圧印加箇所		印加電圧	10分	交流用ケーブルは交流印可電圧の2倍の直流電圧でも可 E: 最高使用電圧									
				特別高圧主回路と大地間	72/84 kV	1.1 E											
				間	24/36 kV	1.25 E											
			絶縁器試験 (性能試験)	過電流継電器	最小動作電流	限時要素及び瞬時要素を整定タップに設定し、測定											
					動作時間特性	整定タップ、I <sub>h</sub> -10に設定し、300%、700%の電流の動作時間を測定											
				地絡過電流継電器	最小動作電流	整定タップに設定して測定											
動作時間特性	整定タップの130%、400%の電流の動作時間を測定																
過電圧継電器	最小(大)動作電圧	整定タップにて測定															
	動作時間特性	整定タップの120%の電圧の動作時間を測定															
不足電圧継電器	最小(大)動作電圧	整定タップにて測定															
	動作時間特性	整定タップの70%の電圧の動作時間を測定															
比率差動継電器	最小動作電流	整定値において測定															
	動作時間特性	整定値において0~300%まで電流を急変したときの動作時間を測定															
	比率特性	1次又は2次の整定値の電流値を一定にしたときの2次又は1次の動作電流値を測定															

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 1 電気設備工事

## 電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
			地絡過電圧継電器	最小動作電圧 整定値において測定		
			動作時間特性	最小整定値、最大整定時間、整定電圧値の150%において動作時間を測定		
			地絡方向継電器	最小動作電流 整定タップに設定し、150%の電圧、動作位相の電流で測定		
			最小動作電圧 整定タップに設定し、150%の電流、動作位相の電圧で測定			
			動作時間特性	整定タップに設定し、150%の電圧として、130%、400%の電流の動作時間を測定		
			位相性 +T66:T89	整定タップに設定し、150%の電圧、1000%の電流の動作位相角を測定		
			その他	製造者の社内規格による		
		総合動作(性能試験)	承諾を受けたシーケンス図に従った動作の確認		製造者の社内規格による試験方法	
		接地抵抗測定(性能試験)	図面特記表1 ※ 規定値の90%以下		電位差計方式(JIS C 1304:2002)または電位降下法	
12	変圧器	機器の設置及び配線完了後	各種試験	B種接地線に流れる電流を測定 低圧回路の漏れ電流が1Aを超える場合、誤結線等異常の確認		変圧器ごと
13	絶縁監視装置	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造であることを確認		製造者の社内規格による試験方法
			機能試験	総合動作、接地抵抗測定		
<b>電力貯蔵設備工事(直流電源装置、交流無停電電源装置)</b>			<b>標仕 P.244、指針 P.603</b>			
14	電力貯蔵設備	機器の設置及び配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造であることを確認		製造者の社内規格による試験方法
			絶縁抵抗試験(性能試験)	測定箇所 2次(高圧側)と大地間 制御回路一括と大地間 (60V以下の回路の配線は通信・情報設備工事に準ずる)	絶縁抵抗値 5MΩ以上	
			総合動作(機能試験)	設計図書に示された機能であることを確認		製造者の社内規格による試験方法
<b>発電設備工事</b>			<b>標仕 P.324、指針 P.753</b>			
15	ディーゼル、ガスタービン発電設備等	機器の設置及び配線完了後	始動停止試験	自動及び手動にて原動機の始動及び停止の試験を実施		
			充気試験	必要空気量を定格圧力まで充気できること		始動可能回数3回以上
			充電試験	消費された蓄電池容量を24時間以内に充電できること		
			負荷試験	計測装置、電気計器等の表示、ボルト等の締付状態、油、水等の漏れ、異常音の有無	3時間 30分 10分	100%負荷 110%負荷(ガス以外) 110%負荷(ガス)
			燃料消費率試験	原動機出力[kW] 37以下 37~71 71~225 225~545 545~ ディーゼル[g/kWh] 320 305 270 250 230 ガス[kJ/kWh] 13300 12800 12800 12400 11600		100%負荷
			振動試験	防振装置取付部の上部近傍で測定 1,2,3 シリンダ 4,5,7 シリンダ 6,8 シリンダ以上 0.8 mm 0.4 mm 0.3 mm		定格運転
			保安装置試験 継電器試験	設計図書に示されている動作を確認		製造者の社内規格による試験方法
			絶縁抵抗試験	試験箇所 電機子巻線 低圧 500V絶縁抵抗計 5MΩ以上 高圧 1000V絶縁抵抗計 30MΩ以上 界磁巻線 500V絶縁抵抗計 3MΩ以上		
			耐電圧試験	最大使用電圧の1.5倍	10分	
			接地抵抗試験	図面特記表1 ※ 規定値の90%以下		電位差計方式(JIS C 1304:2002)または電位降下法
			排気排圧測定試験	製造者の保証値以内 (排気ガス温度を測定することにより推定できるものは不要)		定格負荷運転時 製造者の社内規格による試験方法

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 1 電気設備工事

## 電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考								
		圧力試験	配管種別	30分									
			燃料系統			最大使用圧力の 1.5 倍							
			水系統			最大使用圧力の 1.5 倍 (最少は 0.75 Mpa)							
			蒸気系統			最大使用圧力の 2 倍 (最少は 0.2 Mpa)							
			空気系統	最大使用圧力の 1.25 倍									
		ばい煙測定	規定値以下：指針 P.754		排出規制及び指導基準 (地方条例)による								
		騒音測定	規定値以下：指針 P.755		騒音規制及び監督員の 指示による								
・ 16	太陽光発電設備	機器の設置及び 配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
			性能試験	電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性：標仕 P.327									
			機能試験	総合動作：標仕 P.327									
・ 17	風力発電設備	機器の設置及び 配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
			性能試験	絶縁抵抗、騒音、動的試験：標仕 P.327									
			機能試験	設計図書に示されている動作を確認									
・ 18	小出力発電装置	機器の設置及び 配線完了後	構造試験	設計図書に示されている構造を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
			性能試験	絶縁抵抗、継電器特性：標仕 P.327									
			機能試験	総合動作：標仕 P.328									
<b>通信・情報設備工事</b>			<b>標仕 P.430、指針 P.993</b>										
・ 19	配線	配線完了後	絶縁抵抗試験 電線相互間及び電線と大地間 5 MΩ 以上 (機器接続状態 1 MΩ 以上) 測定電圧：標仕表 2.18.2 ~ 2.18.3		1系統ごと								
・ 20	UTPケーブル	配線完了後	伝送品質測定 標仕表 2.28.2		JIS基準で測定								
・ 21	光ケーブル	配線完了後	伝送損失測定 機器の許容伝送損失以下										
・ 22	接地極	設置極埋設後	接地抵抗試験 図面特記表 1 ※ 規定値の 90 %以下		電位差計方式 (JIS C 1304:2002) または電位 降下法								
・ 23	構内情報通信網設備	機器の設置及び 配線完了後	パケット 送信機能 1Pパケット (原則としてデータ長64Byte) を連続して 送信し、相手先で確実に受信できること										
・ 24	構内交換設備	機器の設置及び 配線完了後	基本性能 基本サービス 機能 付加サービス 機能 設計図書に示されている動作であることを確認		製造者の社内規格による 試験方法								
・ 25	拡声設備 情報表示設備 誘導支援設備	機器接続後	動作試験 設計図書の機能を満たしていることを確認										
・ 26	情報表示(時刻表示) 設備	機器接続後	子時計の 極性	子時計入力極性を確認									
			子時計の 動作	親時計のパルスにより正常動作を確認									
			時刻補正 機構	調針及び時刻補正を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
			警報機構	各種警報を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
・ 27	映像・音響設備	機器設置及び配線完了後	動作試験	設計図書に示されている動作を確認		製造者の社内規格による 試験方法							
			インバーダンス 試験	インバーダンス試験値 (1 kHz) を用い各回線のインバーダンスを測定									
			残響時間	拡声装置を用いてピンクノイズを発生させ断続音を記録し、フィルタと高速度ペンレコーダによって減衰のパターンを記録し、残響時間を測定		設計図書で特記された 場合							
			伝送周波 数 特性	音源に1/3オクターブバンドピンクノイズを用い、増幅器、スピーカ及び室の影響を含む受音点までの特性を測定する。同時にコントロールランプのグラフィックイコライザを用い、フラットバリエーションを確認		設計図書で特記された 場合							
			音圧分布	ピンクノイズのバンドノイズを用い、聴取位置での音圧分布を測定		設計図書で特記された 場合							
・ 28	テレビ共同受信設備	機器設置後	出力レベル 受像画質	系統ごとの端末テレビ端子又は直列ユニットの出力レベル及び受像画質を、各受信チャンネルについて測定		CATV受信は事業者との 打合せによる							
			(公営) 出力電圧 C/N比	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>端子出力電圧</th> <th>C/N比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UHF</td> <td>50 dBμV 以上</td> <td>24 dB 以上</td> </tr> <tr> <td>BS・広帯域CS</td> <td>52 dBμV 以上</td> <td>24 dB 以上</td> </tr> <tr> <td>高度BS・CS</td> <td>54 dBμV 以上</td> <td>24 dB 以上</td> </tr> </tbody> </table>			周波数	端子出力電圧	C/N比	UHF	50 dBμV 以上	24 dB 以上	BS・広帯域CS
周波数	端子出力電圧	C/N比											
UHF	50 dBμV 以上	24 dB 以上											
BS・広帯域CS	52 dBμV 以上	24 dB 以上											
高度BS・CS	54 dBμV 以上	24 dB 以上											
・ 29	テレビ電波障害防除設備	機器設置後	出力レベル 受像画質	各戸の各チャンネルについて保安器の出力レベルの測定及び受像画質を確認。共同受信設備方式の場合は系統ごとの端末の出力レベルの測定及び受信画像を確認									

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 1 電気設備工事

## 電気設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
・ 30 監視カメラ設備	機器設置後	視界試験	監視区域の全域が画面で容易に視認できることを確認		
		画質	監視区域ごとに監視可能な画質が得られることを確認		
		遠隔操作及び切替え	操作器により所定のカメラの巡回と切替え、ズーム動作を確認 特記によりワイパ、デフォーカス、ヒータ等の動作を確認		
・ 31 駐車場管制設備	機器設置後	検出動作試験	設計図書に示された車両条件で動作することを確認		製造者の社内規格による試験方法
		総合動作試験	車両の確認、発券、カゲートの動作、信号点灯、警報の発報等の一連の動作を確認		製造者の社内規格による試験方法
・ 32 防犯・入退室管理設備	機器設置後	総合動作試験	設計図書に示された機能及び基本性能の試験を実施		製造者の社内規格による試験方法
・ 33 自動火災報知設備 非常警報設備	機器設置後	各種試験	関係法令に基づいて実施		
・ 34 自動閉鎖設備	機器接続後	煙感知器動作	加煙試験器を用い、煙感知器が正常に動作することを確認		
		自動閉鎖装置動作	自動閉鎖装置が設計図書に示された動作をするか確認		
		連動制御器動作	予備電源切替え、動作表示及び連動制御器の性能を確認		製造者の社内規格による試験方法
<b>中央監視制御設備工事</b>			<b>標仕 P. 453、指針 P. 1020</b>		
・ 36 中央監視制御設備	配線完了後	絶縁抵抗試験	項目 2 又は 20 による		
	機器の設置及び配線完了後	総合動作	設計図書に示された機能及び基本性能の試験を実施		製造者の社内規格による試験方法

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 2 機械設備工事

## 機械設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考																																																
<b>冷温水、冷却水、蒸気、油、ブライン、高温水及び冷媒配管</b> 標仕 P. 64、指針 P. 292																																																					
・ 1	冷温水、冷却水管	配管途中若しくは隠べい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前（以降、「配管完了後の塗装又は被覆施工前等」と表記）	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍 (0.75 MPa 未満の場合は 0.75 MPa)	30分																																																
・ 2	蒸気、高温水管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	最高使用圧力の2倍 (0.2 MPa 未満の場合は 0.2 MPa)	30分																																																
・ 3	油管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分																																																
・ 4	ブライン管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍 (0.75 MPa 未満の場合は 0.75 MPa)	30分																																																
・ 5	冷媒管	配管接続完了後	気密試験 (乾燥空気又は不燃性ガス)	製造者の設計圧力以上 (気密試験に使用するガスは、一般的に炭酸ガスを用いる。外部に発泡液を塗布して漏れないこと) (参考) 設計圧力 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">冷媒</th> <th colspan="5">高圧部 (MPa)</th> <th rowspan="2">低圧部 (MPa)</th> </tr> <tr> <th colspan="5">基準凝縮温度 (°C)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>43</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R22</td> <td>1.60</td> <td>1.90</td> <td>2.22</td> <td>2.50</td> <td>2.80</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>R134a</td> <td>1.00</td> <td>1.22</td> <td>1.40</td> <td>1.59</td> <td>1.79</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>R407C</td> <td>1.78</td> <td>2.11</td> <td>2.38</td> <td>2.67</td> <td>2.98</td> <td>1.56</td> </tr> <tr> <td>R410A</td> <td>2.50</td> <td>2.96</td> <td>3.33</td> <td>3.73</td> <td>4.17</td> <td>2.21</td> </tr> </tbody> </table> ※ 周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。	冷媒	高圧部 (MPa)					低圧部 (MPa)	基準凝縮温度 (°C)						43	50	55	60	65		R22	1.60	1.90	2.22	2.50	2.80	1.30	R134a	1.00	1.22	1.40	1.59	1.79	0.87	R407C	1.78	2.11	2.38	2.67	2.98	1.56	R410A	2.50	2.96	3.33	3.73	4.17	2.21	24時間	・ 気密試験後、ガスバーンで真空乾燥を行う。絶対圧力 0.04 MPa 以下になってから、さらに 1 時間以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確認。 ・ 冷媒配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器により、配管接続部を点検して冷媒漏れのないことを確認。 ・ 屋内機と屋外機の連絡配線は、配線完了後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。
冷媒	高圧部 (MPa)					低圧部 (MPa)																																															
	基準凝縮温度 (°C)																																																				
	43	50	55	60	65																																																
R22	1.60	1.90	2.22	2.50	2.80	1.30																																															
R134a	1.00	1.22	1.40	1.59	1.79	0.87																																															
R407C	1.78	2.11	2.38	2.67	2.98	1.56																																															
R410A	2.50	2.96	3.33	3.73	4.17	2.21																																															
<b>給水、給湯配管</b> 標仕 P. 64、指針 P. 293																																																					
・ 6	給水装置に該当する管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	1.75 MPa以上	60分																																																
・ 7	揚水管等のポンプに直結する配管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa)	60分	水道事業者に規定がある場合はそれによる。																																															
・ 8	高置タンク以下の配管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa)	60分																																																
・ 9	水道直結増圧方式の配管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	水道事業者の規定による																																																	
・ 10	飲料水以外の給水管	衛生器具等の取付け完了後	通水試験	衛生器具等取付完了後、系統ごとに着色水を用いた通水試験等																																																	
・ 11	給湯管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	上記 6~8, 12, 13 に準ずる。	60分																																																
・ 12	水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管(公営)	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	水圧試験	1.75 MPa 1分間加圧後、1.0 MPa に減圧し、1 時間後に 0.7 MPa 以上再試験の場合は、同様の試験を行い、1 時間後に 0.8 MPa 以上(公営)	60分	水道事業者に規定がある場合はそれによる。																																															
・ 13	さや管ヘッダー配管(公営)	配管完了後(器具取付け後)	水圧試験 継手部目視確認	0.75 MPa で加圧し、1 時間後に 0.45 MPa (PE管) 以上、0.55 MPa (PB管) 以上再試験の場合は、同様の試験を行い、1 時間後に 0.55 MPa (PE) 以上、0.65MPa (PB) 以上(公営)	60分																																																
<b>排水配管</b> 標仕 P. 64、指針 P. 294、917																																																					
・ 14	排水管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	満水試験	建物内 各階毎 (0.03 MPa) 敷地内 最上流部の柵の接続管頂+100mm	30分	配管の一部又は全部が完了し、かつ、被覆、塗装、埋設する前に行う試験である。																																															
		衛生器具等の取付け完了後	通水試験	柵への放流を確認し、報告書を作成	-																																																
・ 15	空調用ドレン管	配管完了後の塗装又は被覆施工前等	通水試験	柵への放流を確認し、報告書を作成	-																																																
・ 16	排水ポンプ吐出管	配管接続完了後	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍 (ただし、最小 0.75 MPa)	60分																																																
<b>消火配管</b> 以下によるほか、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」(平成14年消防令第282号)に基づく外観試験及び性能試験を行う。 標仕 P. 64、指針 P. 294																																																					
・ 17	各消火ポンプに連結される消火配管	配管完了後	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分																																																
・ 18	連結送水管送水口、各種送水口に連結される消火配管	配管完了後	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍(ノズル先端における放水圧力が0.6 MPa) (17と兼用される配管は 17、18 のいずれか大なる圧力)	60分	消防長又は消防署長が指定する場合はそれによる。																																															
・ 19	不活性ガス消火配管(二酸化炭素を除く)	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素ガス)	貯蔵容器から選択弁までは、40 °Cにおける貯蔵容器内圧力値 (容器弁に圧力調整装置が設けている場合は、最高調整圧力) 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分																																																

# 1-7 設備工事試験一覧表

## 2 機械設備工事

### 機械設備工事試験項目

項目	試験時期	試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
・ 20	二酸化炭素消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素ガス)	貯蔵容器から選択弁までは、6.0 MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分	改修のみ
・ 21	ハロゲン化物消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素ガス)	貯蔵容器から選択弁までは、40℃における貯蔵容器内圧力値 4.4 MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分	
・ 22	粉末消火配管	配管完了後	気密試験 (空気又は窒素ガス)	貯蔵容器から選択弁までは圧力調整器の設定圧力 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力 (選択弁を設けない場合は、最高使用圧力)	10分	
<b>ガス設備</b>			<b>標仕 P. 252、256、指針 P. 741, 762</b>			
・ 23	都市ガス	機器接続後	気密試験	最高使用圧力以上の圧力	監視指針による。	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
			耐圧試験	耐圧部分(最高使用圧力が高圧又は中圧の場合)については、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力		
			点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		
・ 24	液化石油ガス	機器接続後	気密試験	高圧側 1.56 MPa 以上、低圧側 8.4 kPa 以上 10.0 MPa 以下 (2段式減圧用は1次側調整器と2次側調整器との間に設置される供給配管等にあつては、0.015MPa以上)	監視指針による。	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
			耐圧試験	耐圧部分(最高使用圧力が高圧又は中圧)については、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力		
			点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		
<b>浄化槽設備</b>			<b>標仕 P. 276、277、指針 P. 802, 804</b>			
・ 25	槽	設置完了後の清掃後	水張試験	満水状態にして水面高の変化等で漏水の有無を検査	24時間	
・ 26	汚水管及び汚泥管	以下のいずれかの施工前 ・ 隠ぺい又は埋戻し ・ 配管完了後の塗装 ・ 被覆施工	満水試験		30分	
・ 27	ポンプ吐出管		水圧試験	最小 0.75 MPa	60分	
・ 28	消泡管		通水試験		-	
・ 29	空气管		空気圧試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	
・ 30	各機器	機器設置後	動作試験	単独手動試験を実施し、また、制御装置も動作させ異常の有無を試験 各機器を自動又は連動運転にし、異常の有無を試験	-	
・ 31	通水・総合運転	各機器の能力等を仕様 に適合するよう調整した 後	総合運転 試験	各槽を満水にし、各機器の能力等を仕様に適合するよう調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を試験	-	
<b>その他</b>			<b>特記仕様書、指針 P. 916</b>			
・ 32	水質試験	配管完了後	水質試験	水道法施行規則第56条第2項(簡易専用水道)による検査項目(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項(ビル管法特定建築物)による28項目及び残留塩素 水道法施行規則第10条(専用水道)による全項目及び残留 飲料水配管は、端末において遊離残留塩素 0.2 mg/L 以上(公営)	-	特記仕様書に記載された場合に実施
<b>機材の検査に伴う試験</b>			<b>標仕 P. 8、指針 P. 69</b>			
標仕 P9~11 表1.1.1、指針 P70~71 表1.4.2 による						

※ 標仕のページ数はPDF版



## 1 - 8 監理タイムマネジメント実施要領(建築)について(通知)

建経技第 195 号  
令和 5 年 9 月 21 日

交通基盤部関係各課長 様  
交通基盤部各出先機関の長 様  
(建築主管課関係)

技術調査課長

監理タイムマネジメント実施要領 (建築) について (通知)

建築分野における「監理タイムマネジメント」の取り組みは、令和元年 6 月 12 日付け建技第 143 号の通知により運用しているところですが、実施要領を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、これまでの実施内容から大きな変更はありません。

### 記

#### 1 内容

- (1) 監理タイムマネジメント実施要領 (建築)
- (2) 監理タイムマネジメント (建築) 特記仕様書
- (3) 監理タイムマネジメント協議記録 (建築)

#### 2 適用時期及び適用対象

令和 5 年 10 月 1 日以降、交通基盤部において入札公告又は指名通知する建築 (建築設備を含む) に係る工事及び業務委託に適用する。

担 当 技術調査班 (建築)  
電話番号 054-221-2168

## 監理タイムマネジメント 実施要領（建築）

### 1 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 2 対象

令和5年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事及び業務委託

### 3 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「ウィークリースタンス」とする。

設定項目（1）については、全ての対象業務で実施する。設定項目（2）～（6）については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、業務内容による特性が考えられるため、着手時の打合せにおいて受発注者間で確認、調整のうえ実施する内容を設定する。

#### 【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする
- （2）受注者の休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）受注者の休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （4）16時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

### 4 運用方法

- （1）着手時の打合せにおいて受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、工事・設計業務の特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施項目を設定する。
- （2）担当監督員は決定事項に基づき、別紙「監理タイムマネジメント 協議記録（建築）」（以下、協議記録という。）を作成し、総括監督員の決裁後、受注者に提供する。
- （3）工事または業務の完了後、受注者は、協議記録に取組結果を記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。その後、総括監督員は協議記録を保管する。
- （4）なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、担当監督員は再設定した内容を協議記録に記載の上、総括監督員の決裁後、受注者に提供する。
- （5）総括監督員が保管する協議記録は、工事推進ミーティングなどの課内（班内）会議で課員へフィードバックする際に活用し、更なる業務改善を図る。

## 監理タイムマネジメント（建築） 特記仕様書

### 1 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 2 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（１）を「ワンデーレスポンス」、（２）～（６）を「ウィークリースタンス」とする。

設定項目（１）については、全ての対象業務で実施する。設定項目（２）～（６）については、労働環境改善を目的として、業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、着手時の打合せにおいて受発注者間で確認し決定する。

#### 【設定項目】

- （１）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする
- （２）受注者の休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （３）受注者の休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （４）16時以降の打合せは行わない
- （５）作業内容に見合った作業期間確保
- （６）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

### 3 運用方法

- （１）着手時の打合せにおいて受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、工事・設計業務の特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施項目を設定する。
- （２）担当監督員は決定事項に基づき、別紙「監理タイムマネジメント 協議記録（建築）」（以下、協議記録という。）を作成し、総括監督員の決裁後、受注者に提供する。
- （３）工事または業務の完了後、受注者は、協議記録に取組結果を記入の上、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。
- （４）なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、担当監督員は再設定した内容を協議記録に記載の上、総括監督員の決裁後、受注者に提供する。

監督員		
総括	主任	担当

## 監理タイムマネジメント 協議記録(建築)

工事・業務委託名： \_\_\_\_\_

(発注者)

事務所、課名： \_\_\_\_\_ (着手時) ①提供日：令和 年 月 日

担当監督員名： \_\_\_\_\_ (完了時) ②提出日：令和 年 月 日

(受注者)

会社名： \_\_\_\_\_

現場代理人、業務代理人等の氏名： \_\_\_\_\_ ㊞ (または自署)

- ①担当監督員は、着手時の打合せにおいて定めた「監督員が取り組むべき内容」を「実施項目」欄に「○・ー」で記入する。
- ②担当監督員は、総括監督員の決裁後、受注者に協議記録を提供する。
- ③受注者は、完了後、実施項目に対する達成度を「取組結果」欄に「○・△・×」で記入し、担当監督員を介さず、総括監督員へ直接提出する。
- ④総括監督員はそれを保管する。

監督員が取り組むべき内容	実施項目	取組結果	備考
(1) 質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答をする	○		取組必須項目
(2) 受注者の休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない			・十分な作業期間が確保されている場合は対象外 ・実施項目とする場合は、休日を以下に記載する (受注者) 休日： 毎週 曜日
(3) 受注者の休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない			
(4) 16時以降の打合せは行わない			受発注者合意の場合は対象外
(5) 作業内容に見合った作業期間確保			
(6) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない			・ノー残業デーを定めていない場合は対象外 ・実施項目とする場合は、ノー残業デー、就業時間を以下に記載する (受注者) ノー残業デー：毎週 曜日、就業時間： 時～ 時

**取組結果凡例**

○：業務全体を通しての取組がおおむね8割以上 △：業務全体を通しての取組がおおむね半分程度 ×：業務全体を通しての取組がおおむね3割以下 ー：対象外
---

# 1-9 静岡県週休2日推進工事(建築工事)実施要領等の一部改正 について(通知)

建経技第214号  
令和6年9月25日

本庁関係各課長  
各関係機関の長  
各土木事務所長 様

交通基盤部建設経済局技術調査課長

静岡県週休2日推進工事(建築工事)実施要領等の一部改正に  
ついて(通知)

このことについて、下記のとおり改正したので通知します。

## 記

### 1 改正要領等

静岡県週休2日推進工事(建築工事)実施要領  
静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領  
静岡県週休2日推進工事(建築工事)特記仕様書

### 2 改正概要

別紙のとおり

### 3 適用時期

令和6年10月1日以降に設計積算するものに適用する。

担 当 技術調査班 鈴木、横田  
電 話 054-221-2168

## 週休2日推進工事（建築工事）実施要領等の改正について

(技術調査課)

### 1 概要

静岡県が発注する建築工事は対象期間全体で4週8休が確保されるよう週休2日工事を推進しているが、罰則付き時間外労働規制の適用やこれまでの週休2日の達成状況を踏まえ、「月単位の週休2日が確保」されるよう要領を改める。

### 2 改正内容

#### (1) 月単位の週休2日の導入

- ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態とする。
- ② 従前の対象期間全体において4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態は「通期の週休2日」とする。

#### (2) 発注方式

以下のいずれかの方式により発注するが、いずれの方式も通期の週休2日は必須とする。

- ① **発注者指定型**：発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② **受注者希望型**：受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

#### (3) 労務費の補正

- ・現場閉所(現場休息)の状況に応じた労務費の補正係数を下表のとおり改定する。
- ・予定価格の作成は、原則として月単位の週休2日を前提として労務費を補正する。なお、労務費の補正内容は現場説明書等に明記する。

現行		改定	
現場閉所(現場休息)	補正係数	現場閉所(現場休息)	補正係数
4週8休以上	1.05	<b>月単位の週休2日</b>	<b>1.04</b>
4週7休以上	1.03	<b>通期の週休2日</b>	<b>1.02</b>
4週6休以上	1.01	対象外	無し
対象外	無し		

### 3 適用時期

令和6年10月1日以降に設計積算するものに適用する。

## 静岡県 週休2日推進工事（建築工事）実施要領

### （目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### （対象工事）

第2条 原則として、静岡県が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

### （用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

#### (5) 4週8休以上

ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28

日) 以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。

なお、現場閉所(現場休息)日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休 2 日においては、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

(発注)

第 4 条 発注方式は次のいずれかの方式とする。分離発注工事の場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。なお、適用する発注方式に応じた特記仕様書(別紙 1、2)により対象工事である旨を明示する。

(1) 発注者指定型

発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する工事をいう。なお、通期の週休 2 日は必須とする。

(2) 受注者希望型

受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む工事をいう。なお、通期の週休 2 日は必須とする。

対象期間開始前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しない場合を含む)は、通期の週休 2 日を上限として、第 5 条、第 7 条、第 8 条を判断する。

(費用の計上)

第 5 条 現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

費用の補正に係る具体の積算等の方法は、別に定める静岡県週休 2 日推進工事(建築工事)積算要領による。

(実施方法)

第 6 条 実施方法は次のとおりとする。

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

ア 対象期間開始前



- ・「対象期間」を受発注者間協議により設定する。
- ・受注者希望型の場合は、月単位の週休2日に取り組む旨を受発注者間協議する。
- ・受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

#### イ 対象期間中

- ・受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整を行う。

#### ウ 現場閉所（現場休息）率確認時

- ・監督員は、イにより確認した現場閉所（現場休息）の状況により現場閉所率を算出のうえ現場閉所（現場休息）率確認書（様式1）を作成し、受注者に交付する。

#### エ その他留意事項

- ・受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

#### (2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 入札参加者等への周知

本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(工事成績評定点の加点)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。
- (2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用して週休2日推進工事の対象とした工事において第6条(1)により月単位の週休2日又は通期の週休2日の実施が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年10月1日から施行する。

## 現場閉所（現場休息）率確認書

建設工事名		
発注方式	発注者指定型／受注者希望型	
取組レベル	月単位の週休 2 日／通期の週休 2 日	
対象期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	
通期の週休 2 日の実施結果	対象期間日数	◆◆ 日
	現場閉所(現場休息)日数	◇◇ 日
	現場閉所(現場休息)率	△△.△ %
月単位の週休 2 日の実施結果	対象月数	●● 月
	週休 2 日実施月数	〇〇 月
週休 2 日実施状況の判定	月単位の週休 2 日／通期の週休 2 日／未実施	

「静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領」に基づき、上記のとおり現場閉所（現場休息）率を確認しました。

年 月 日

〇〇土木事務所  
総括監督員 〇〇 〇〇

静岡県週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書 [発注者指定型]

1 発注方式

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日推進工事（発注者指定型）である。なお、月単位の週休2日に取り組むことを必須とする。

2 週休2日の考え方

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。
  - ① 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
  - ② 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
  - ③ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
  - ④ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

### 3 実施方法

#### (1) 対象期間開始前

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

#### (2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

#### (3) 現場閉所（現場休息）率確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所（現場休息）率確認書を作成し、受注者に交付する。

### 4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工事の進捗に影響が出ないように、各工事間の調整を適切に実施する。

### 5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

### 6 費用の計上

予定価格は、月単位の週休2日を前提に補正係数(1)により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は補正係数(2)に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(1) 月単位の週休2日 補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日 補正係数 1.02

静岡県週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書 [受注者希望型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日推進工事（受注者希望型）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。

ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

### 3 実施方法

#### (1) 対象期間開始前

受注者は月単位の週休2日の取り組み希望の有無を監督員に書面で報告する。

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

#### (2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

#### (3) 現場閉所（現場休息）率確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所（現場休息率）確認書を作成し、受注者に交付する。

### 4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

### 5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

### 6 費用の計上

予定価格は、現場説明書等に記載の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その状況に応じた補正係数(1)又は(2)に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を変更する。

また、対象期間開始前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組みを希望しない場合を含む）は、適切な時期に

労務費の補正係数を(2)に変更する。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

- (1) 月単位の週休2日      補正係数 1.04
- (2) 通期の週休2日      補正係数 1.02



## 週休2日推進工事（建築工事）に係る事務手続き 基本フロー

